

議案第9号

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、小学校体育館冷暖房設備の使用料を定めるため必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成12年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次の1項を加える。

小学校体育館冷暖房設備	1時間当たり	1,900円
-------------	--------	--------

別表第2に備考として次のように加える。

備考 小学校体育館冷暖房設備を利用することができる市立学校は、天王小学校、三吉小学校、三好丘小学校及び緑丘小学校とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行															
<p>(使用料)</p> <p>第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用するときは別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別表第2に定める額の使用料を、教育委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、この限りでない。</p>																
<p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属設備</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">中学校体育館冷暖房設備の項 略</td> </tr> <tr> <td><u>小学校体育館冷暖房設備</u></td> <td><u>1時間当たり</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	附属設備	単位	金額	中学校体育館冷暖房設備の項 略			<u>小学校体育館冷暖房設備</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>1,900円</u>	<p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属設備</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">同左</td> </tr> </tbody> </table>	附属設備	単位	金額	同左		
附属設備	単位	金額														
中学校体育館冷暖房設備の項 略																
<u>小学校体育館冷暖房設備</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>1,900円</u>														
附属設備	単位	金額														
同左																
<p>備考 <u>小学校体育館冷暖房設備を利用することができる市立学校は、天王小学校、三吉小学校、三好丘小学校及び緑丘小学校とする。</u></p>																